

## 附属機関等の設置、運営及び委員の選任に関する取扱い

(平成 13 年 3 月 26 日 市長決裁)

(平成 22 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 23 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 30 年 4 月 1 日 一部改正)

### 1 附属機関等の設置及び運営

附属機関等については、北広島市市民参加条例（平成 21 年北広島市条例第 1 号）第 9 条（審議会等）、同条例施行規則第 6 条（審議会等の手続）、市民参加条例解説書等に基づき、設置及び運営等を行うこと。

#### (1) 新設

ア 附属機関は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例により設置することができるものとされている。附属機関等の所掌事務が調停、審査、諮問、調査等に該当するものは、条例の制定が必要になることから、総務課と協議すること。

イ 附属機関等は、既存の附属機関等の活用を図り、他の附属機関等との類似性や所掌事務が重複することのないよう必要最小限の設置に努めること。

#### (2) 廃止又は統合

簡素で効率的な行政運営を行っていくため、その役割や必要性を常に検討し、設置当初の目的を達成している機関あるいは統合することにより一層効率的な運用が図られる機関等は、統廃合の見直しを図っていくこと。

#### (3) 会議の運営

会議の運営に当たっては、資料等を事前に配布するなど、会議の効果的かつ効率的な運営に努めるとともに審議の活性化に努めること。

(4) 会議の公開

北広島市情報公開条例（平成 11 年北広島市条例第 2 号）第 20 条及び別添の附属機関等の会議の公開に関する指針（平成 18 年 9 月 20 日改正）に基づき、会議の公開に努めること。

2 附属機関等委員の選任

(1) 選任の基準

ア 学識経験者又は識見を有する者

学問上の知識や検討課題等に関する調査、研究、経験などを有する者を選任する場合は、固定概念にとらわれることなく、学者などのほか一般市民の中から新たな人材の発掘に努めること。

イ 委員の構成

(ア) 青年層の登用

委員は、年齢層のバランスに配慮し、青年層からの登用に配慮すること。

(イ) 女性の登用

委員は、男女共同参画社会の推進を図っていくため、積極的な女性の登用に努めること。

(ウ) 各地区からの登用

委員は、当市の市街地の特性を考慮し、地域バランスに配慮した登用に努めること。

ウ 年齢

選任にあたっては満 70 歳以下の者とする。

ただし、当該基準を超えて特に選任する必要がある場合は、市民参加・住宅施策課と協議すること。また、別途理事者と協議するものとする。

#### エ 在任期間

広く市民の参加を促すため、委員の在任期間は通算して 10 年（任期 2 年の場合は 5 期まで、任期 3 年の場合は 3 期まで）を上限とする。

ただし、当該基準を超えて特に再任する必要がある場合は、市民参加・住宅施策課と協議すること。また、別途理事者と協議するものとする。

#### オ 複数機関の兼任

附属機関等委員の兼任は、広く市民の参加を担保していく考えから、極力兼任を抑制していくこと。

#### カ 推薦の依頼

関係機関、団体等に対して委員の推薦を依頼する場合には、代表者に限らず、他の役職者にも範囲を拡大して推薦されるよう団体等に理解を求めると。

#### キ 議員職の登用制限

市議会議員は二元代表制のもとで行政運営に対する意見を述べたり、審議する場があることから、広く市民の参加の機会を確保するため、法令等に定める場合を除き市議会議員の職としての登用はしないこと。

#### ク 公募の推進

(ア) 広く一般市民の中から有能かつ新たな人材を発掘していくため、法令や設置目的等に支障がない限り、公募による委員の登用に努めること。

(イ) 既存の条例等において、「公募」に関し、①現行の審議会等の設置条例等の規定で公募が可能な場合、②法令の規定により委員の構成が定められ

ている場合、③専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であつて公募に適さない場合を除き、他の内容での条例改正時期に併せ、公募による選任を謳う改正の手続きをとること。

(2) 公募の実施方法等

ア 公募に当たっては、附属機関等の効果的運営が図られるよう、その実情に応じて公募の人数、公募の方法などを整備し、公募の期間を十分考慮して実施すること。

イ 公募委員は、委員構成も考慮しながら、原則として男女半数を基本とする。

ウ 一般的な公募条件

(ア) 本市に居住し、かつ、住所を有する者

(イ) 現に本市における他の附属機関等の委員になっていない者

(ウ) その他必要と認める事項

エ 公募の方法

一般的な公募の方法は次を例とするが、当該附属機関等の性格等を考慮し、所管課が決定すること。なお、応募により提出された書類は、返還しないものとする。

(ア) 小論文（応募の動機、意見など概ね 800 字以内）

(イ) 必要とする資格の保有

(ウ) 社会福祉や社会教育等でのボランティア活動経験の有無

(エ) その他必要な事項

オ 公募にあたっては、市広報紙などを利用し、広く市民に公表すること。

カ 選考方法等

選考は、関係部課長等による選考委員会等をもって候補者を内定する。

(3) 委員の選任手順

- ア (1) の選任の基準に基づき、候補者を選考する。
- イ 所管課は、候補者を選考する際に総務課備え付けの公職者台帳等で複数の機関の委員を兼任しているかなどについて確認すること。
- ウ 候補者が揃ったら依頼する前に理事者と協議すること。
- エ 決定書案には、根拠法令等を明記のうえ、選任する委員の名簿、委嘱書等の案、委嘱等の時期など必要な事項、書類を添付すること。
- オ 決裁に基づき、委嘱書等を交付する。
- カ 委員を任命し、又は委嘱したときは、委員の氏名、選考の区分及び任期を公表する。
- キ 委嘱書の交付時期に合わせ、公職者台帳に記載する必要があることから委員の名簿を総務課に提出する。